

全国通訳案内士登録申請書類一覧表（非居住者用）

長野県観光スポーツ部観光誘客課

【申請者本人】

必要書類	新規	登録事項 の 変 更	再交付	備 考
1 申 請 書 (様式あり)	○	○	○	・新 規：全国通訳案内士登録申請書 (第四号様式： 通訳案内士法施行規則第十六条第一項関係) ・変 更：登録事項変更届出書 (第六号様式： 通訳案内士法施行規則第十九条第一項関係) ・再交付：登録証再交付申請書 (第七号様式： 通訳案内士法施行規則第二十条第一項関係) ※複数言語申請の場合は、言語毎に作成
2 本 人 確 認	○	-	-	・外国人登録をしている方：登録証とその写し ・上記以外の方：パスポート原本とその写し
3 健康診断書 (様式あり)	○	-	-	・医師法（昭和 23 年法律第 201 号）による医師免許の交付を受けた者による診断書（署名・捺印）で、3 ヶ月以内に発行されたもの
4 合格証書の 写し	○	(○)※1	○	※1 他都道府県からの転入の場合は必要
5 宣 誓 書 (様式あり)	○	-	-	・氏名欄は自署捺印
6 写真(2 枚)	○	○	○	・最近 6 ヶ月以内に撮影のもの ・無帽、正面、上三分身、無背景 ・大きさ 縦 3.0 cm、横 2.4 cm ・カラー、モノクロどちらでも可 ※複数言語申請の場合は、言語毎に 2 枚必要
7 登 録 証	-	○	(○)※2	・平成 18 年 3 月 31 日までに交付された「通訳案内業免許証」も登録証とみなされます。 ※2 紛失の場合は発見時に返納すること
8 変更した事 実を証する 書類	-	○	-	・パスポート原本等、変更内容を確認できるもの。
9 手 数 料	5,400 円	4,200 円	4,200 円	・オンライン決済（ながの電子申請サービス）、または 県の収入証紙による ※複数言語申請の場合は、言語毎に必要

【代理人】

必要書類	新規	登録事項 の 変 更	再交付	備 考
10 代理権限 授權書 (様式あり)	○	※14 備考欄 参照	-	・自署捺印 下記の書類を添付すること ・登録者本人と代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面（通訳案内士登録を条件に手配契約を締結した契約書の写し等）
11 定款（写） 又は寄付 行為（写）	○	※14 備考欄 参照	-	法人の場合
12 登記簿謄本 (履歴事項全 部証明書)	○	※14 備考欄 参照	-	法人の場合（3ヶ月以内に発行されたもの）
13 宣 誓 書	○	※14 備考欄 参照	-	・代理人が法人の場合、役員全員（監査役含む） ・【留意事項】3 を参照（様式は任意、氏名欄は自署捺印）
14 変更した事 実を証する 書類(代理 人)	-	○	-	【法人の場合】 ・住所および名称変更：上記 10、11、12 を添付 ・代 表 者 変 更：上記 12、13 を添付 【個人の場合】 ・住所変更：上記 10 を添付 ・氏名変更：上記 10 及び戸籍抄本（3ヶ月以内に発行されたもの）を添付 【代理人を変更する場合】 ・上記 10、11、12、13 を添付

【留意事項】

- 1 「全国通訳案内士登録証」は各言語につき 1 枚発行します。
複数の言語について登録する方は言語毎に登録証の交付申請を行ってください。
- 2 「代理人」とは、長野県内に住所を有し、全国通訳案内士の登録を受ける非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、全国通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有する者をいいます。法人か個人かは問いません。
※ 窓口申請の手続は、申請者本人が代理人と同行のうえで行ってください。
- 3 代理人は、下記の第十三条 2 の一の内容に該当しないことを宣誓する書面を提出してください。

<通訳案内士法施行規則 抜粋>

第十三条 本邦内に住所を有しない者（以下「非居住者」という。）は、全国通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であって、通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの（以下「代理人」という。）を定めなければならない。 2 次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。 一 一年以上の懲役又は禁錮（こ）の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの 二 法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの
--

【提出先】

長野県観光スポーツ部観光誘客課（国際観光推進担当）
所在地 長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2（長野県庁 本庁舎 2 階）
電 話 0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 5 2（直通）